弁護士任官制度に基づく裁判官への任官者数

(1) 昭和 63 年度から平成 3 年度まで

判事採用選考要領に基づく

区分\年度		昭 63	平元	2	3	小計
	判事	5	2	0	1	8
任官者	判事補	100 0	4		*	888
	āt	5	2	0	1	8

(2) 平成 4 年度以降

弁護士からの裁判官採用選考要領に基づく

区分	(年度	平 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	小計
任官者 判	判事	5	7	6	2	4	4	1	2	2	2	4	39
	判事補	1	0	1	0	816	1	25	2	1	1	1	10
	āt	6	7	7	2	5	5	2	4	3	3	5	49

(3) 平成 15 年度以降

弁護士からの裁判官採用選考要領に基づく

区分	年度	平 15	小計
	判事	3	3
任官者	判事補	0	0
	計	3	3

(注)

- 1. 年度は、会計年度である。平成15年度は、平成15年6月9日現在のものである。
- 2. 判事・判事補の別は、任官時のものである